

川崎市の環境施策

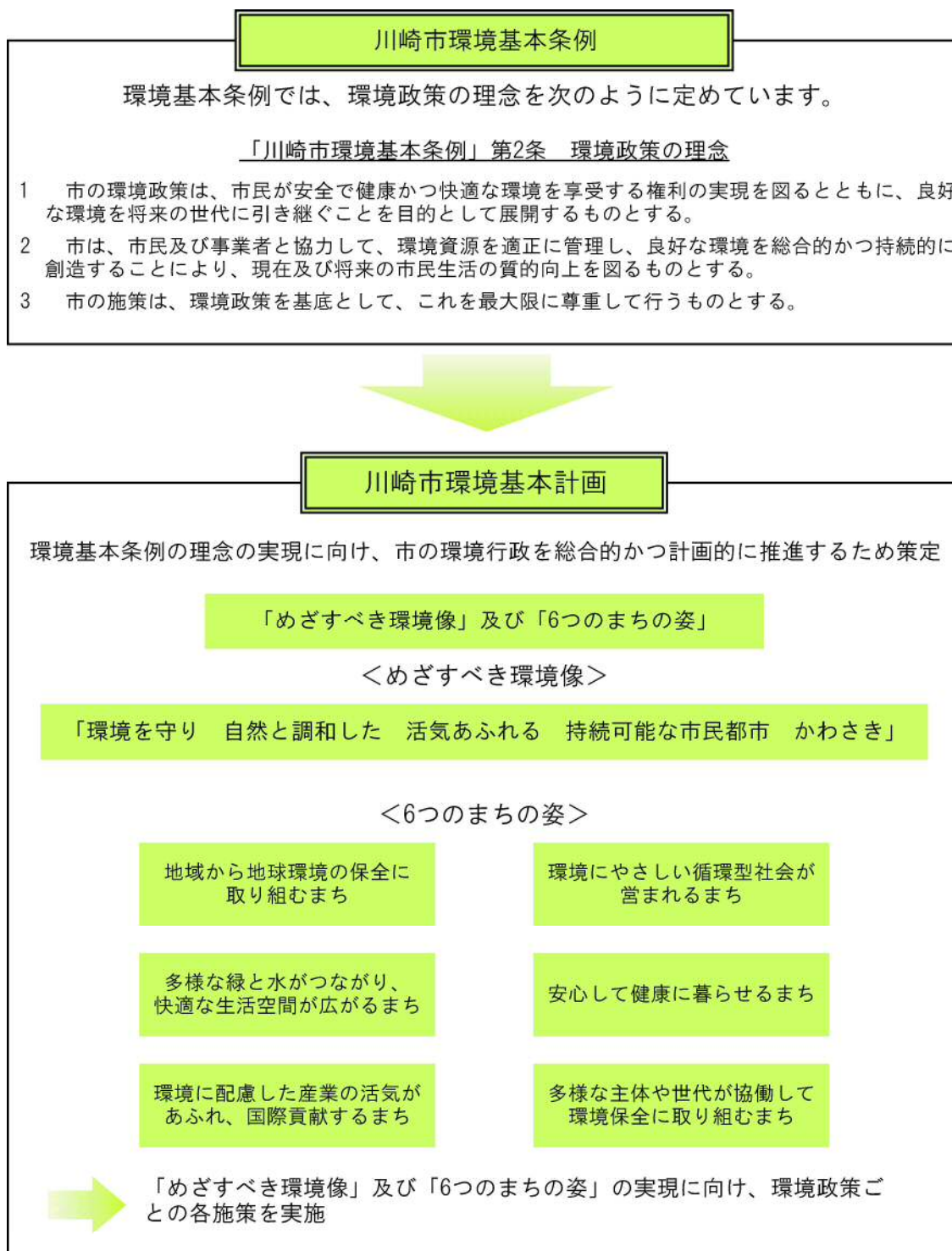
川崎市では、環境基本条例に基づき市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、全国に先駆けて平成6(1994)年に川崎市環境基本計画を策定し、平成14(2002)年の部分改訂を経て平成23(2011)年に全面改訂しました。

計画では、計画全体の目標となる「めざすべき環境像」や計画が目指す「6つのまちの姿」を明らかにするとともに、これらの実現に向け、今後10年間に取り組む重点分野や基本的施策の内容、目標を定めています。

また、市における地球温暖化対策の推進のため、地球温暖化対策の推進に関する条例に基づき、平成22(2010)年10月に、川崎市地球温暖化対策推進基本計画を策定し、「平成32(2020)年度までに平成2年(1990)年度における市域の温室効果ガス排出量の25%以上に相当する量の削減を目指す」ことを目標に掲げました。

川崎市は、かつて深刻な公害を経験し、公害克服の過程において集積した高度な環境技術、エネルギー有効活用などのノウハウを活かし、今後も「低炭素・資源エネルギーモデル産業都市」として、持続可能な社会の構築を目指し、よりよい環境を将来の世代に引き継ぐため、全市をあげてこれらの環境施策を推進しています。

上下水道局では、これらの環境施策との連携・整合を図りながら、環境に配慮した事業運営を行っています。



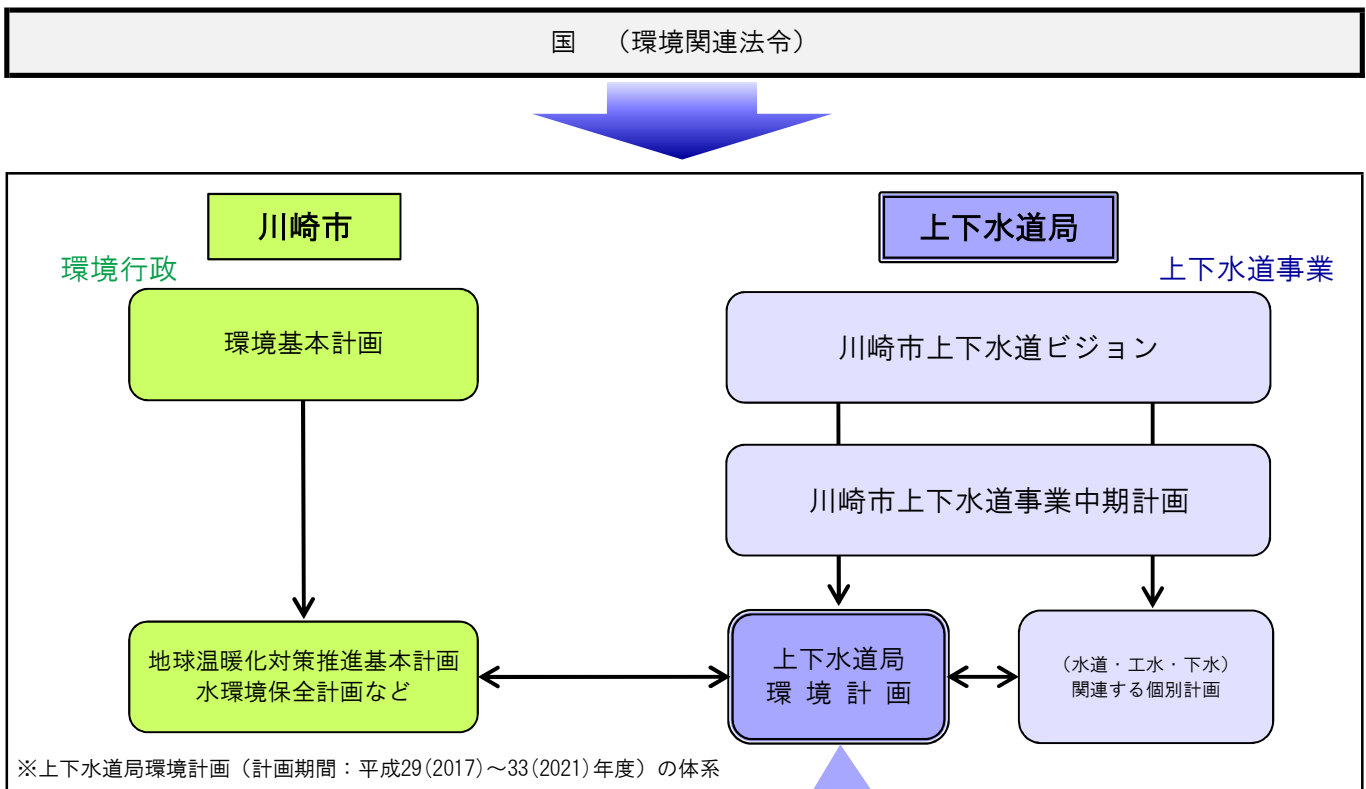
上下水道局環境計画の基本的事項

地球温暖化をはじめとする環境問題については、国全体で対応が求められています。

上下水道局が所管する上下水道事業では、事業活動に伴い電力など多くの資源・エネルギーを消費するとともに、汚泥や建設副産物など多くの廃棄物を排出しており、地球環境に与える影響は少なくありません。

上下水道事業は、これまでもそれぞれの事業計画において施策体系の柱の一つとして環境対策に取り組んできましたが、地球温暖化対策に係る市内外の動向や上下水道部門の組織の統合を踏まえて、上下水道局における環境施策を総合的かつ計画的に推進するため平成23(2011)年9月に「上下水道局環境計画（計画期間：平成23(2011)～25(2013)年度）」を策定し、平成26(2014)年3月には、「上下水道局環境計画（計画期間：平成26(2014)～28(2016)年度）」を改めて策定しました。

また、「川崎市上下水道ビジョン」及び「川崎市上下水道事業中期計画」の下位計画と位置付け、川崎市の環境関連計画との整合を図りながら、これまでの環境施策や社会情勢等を踏まえ、改めて基本理念や環境方針、上下水道事業における各取組内容を示し、平成29(2017)年3月に「上下水道局環境計画（計画期間：平成29(2017)～33(2021)年度）」を策定し、引き続き環境に配慮した事業運営を行っていくこととしています。



上下水道局環境計画

基本理念

環境と経済が調和した低炭素社会、持続可能な循環型社会の構築を目指して、温室効果ガス排出量の削減や資源・エネルギーの循環促進などに率先して取り組み、環境に配慮した事業運営を行うことにより、地球環境の保全に貢献し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐ。

4つの環境方針

I 地球温暖化対策の推進

II 資源・エネルギーの循環促進

III 健全な水循環・水環境の創出

IV 環境に配慮した行動の促進

環境施策の取組

施策の方向性に基づき27の施策を推進